

高齢者インフルエンザ 予防接種のご案内

新居浜市長

インフルエンザは普通の風邪とは違い、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然あらわれます。特に高齢者の場合は、重症化しやすいため、新居浜市が実施する定期の予防接種の対象となっています。

■実施期間 **令和8年10月1日～令和9年1月31日**

■対象者 ①接種当日 65 歳以上の新居浜市民
②接種当日 60 歳以上 65 歳未満の新居浜市民であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方で、身体障害者手帳 1 級を持っている方（個人通知はしません）

■実施場所 ・市内委託医療機関（市政だより 10 月号参照）
・県内予防接種広域化協力医療機関
（必ず事前に医療機関へ確認してください）

■自己負担金額 1,500円
（生活保護世帯は無料。ただし、生活保護受給証明書が必要）

■接種回数 実施期間中に 1 回

■持っていく物 マイナンバーカードなど（氏名・生年月日・住所で本人確認できるもの）
自己負担金
生活保護世帯の方は生活保護受給証明書
対象者②の方は身体障害者手帳

■注意事項 ・予防接種は病気の予防に効果的ですが、副反応もあります。気にかかることや分からないことは医師から十分な説明を受け、納得して接種を受けましょう。持病のある方は、かかりつけ医など、身体の状態をよく把握できている医療機関で接種を受けてください。
・予約が必要な医療機関もありますので、ご注意ください。
・予診票の内容は、接種をする医師が必要とする情報です。接種を受ける方が責任を持って記入してください。

＜問合せ先＞ **新居浜市健康推進課（保健センター）**
新居浜市庄内町 4-7-17 TEL (0897) 35-1070

【高齢者インフルエンザ予防接種についての注意事項】

【予防接種を受けることができない方】

- ①接種当日明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している方
- ②重篤な急性疾患にかかっている方
- ③インフルエンザワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシー（通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、激しい全身反応のこと）を呈したことがある方。また、卵などでアナフィラキシーショックを起こしたことがある方
- ④インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑤その他、予防接種を行うことが不適切な状態にある方

【接種の際注意を要する方】

- ①心臓血管系、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患を有する方
- ②過去にけいれんの既往のある方
- ③過去に免疫不全と診断されている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ④間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患を有する方
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

【一般的注意】

- ①インフルエンザワクチン接種後 24 時間は、副反応の出現に注意する必要がある。
特に、接種直後の 30 分以内は、急激な健康状態の変化に注意する。
- ②予防接種当日の入浴は差し支えない。
- ③接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避ける。

【重大な副反応】

まれにショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫など）があらわれることがあり、そのほとんどは接種後 30 分以内に生じる。

その他、ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、肝機能障害、黄疸、喘息発作などがあらわれるなどの報告がある。

【その他の副反応】

過 敏 症：まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、掻痒感があらわれることがある

全身症状：発熱、悪寒、頭痛、倦怠感などを認めることがあるが、通常数日中に消失する

局所症状：発赤、腫脹、疼痛などを認めることがあるが、通常数日中に消失する

【予防接種健康被害救済制度】

インフルエンザの予防接種による健康被害が生じ、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、障害の程度によって、予防接種健康被害救済制度による給付を受けることができます。ただし、予防接種法に定められた対象年齢・実施期間・回数などを外れた接種の場合には、救済の対象とならないことがありますので、詳しくは新居浜市健康推進課（保健センター）へお問合せください。